

住宅改修費および特定福祉用具購入費の受領委任払制度について

◎受領委任払い制度とは

平成23年4月1日から導入しています。

介護保険での住宅改修費および特定福祉用具購入費（介護予防を含む）の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に申請を行い保険給付分（7割、8割又は9割）の支払を受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

一方、「受領委任払い制度」は、特定福祉用具購入および住宅改修の利用者の支払を、初めから負担割合分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。負担割合分以外については、利用者の委任に基づき、和歌山市から受領委任払い制度取扱事業者に直接支払います。

※一定所得を超える方については、利用者自己負担割合が2割又は3割になります。

【対象者】

次のいずれにも該当する方が利用の対象者となります。

- ・要介護被保険者または要支援被保険者（要介護または要支援の認定を受けている人）
- ・保険料の滞納等による給付制限を受けていない。

【利用手続きについて】

まず始めにケアマネジャー等に相談してください。また、受領委任払い制度を取り扱う事業者として和歌山市に登録している事業者（受領委任払い制度取扱事業者）を選択し、その事業者に対し被保険者証および負担割合証を提示して受領委任払いの利用についてあらかじめ申し出ていただくことが必要です。

◎事業所の方へ

受領委任払い事業者として登録を受けようとする施工業者・販売業者方は必要な書類を添えて手続きを行ってください。

【受付場所】

和歌山市役所 介護保険課

【登録申請に必要な書類】

- 1 受領委任払い事業者登録申請書（第1号様式）
- 2 受領委任払い事業者登録に係る誓約書（第2号様式）
- 3 暴力団等の排除に関する誓約書
- 4 同意書（HP掲載関係）
- 5 市税の完納証明書